

令和2年3月3日

沖縄県会議長

新 里 米 吉 殿

派 遣 議 員

団 長

仲宗根 悟

末 松 文 信

照 屋 守 之

宮 城 一 郎

照 屋 大 河

親 川 敬

新 垣 清 涼

瀬 長 美佐雄

渡久地 修

「米軍MC 130 J 特殊作戦機からの部品落下事故及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件に関する意見書」、「同抗議決議」、「嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

## 別紙

「米軍MC130J特殊作戦機からの部品落下事故及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件に関する意見書」、「同抗議決議」、「嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

### 1 派遣議員

団長	仲宗根	悟		
	末松	文信	照屋	守之
	宮城	一郎	照屋	大河
	親川	敬	新垣	清涼
	瀬長	美佐雄	渡久地	修

### 2 派遣目的

令和元年第6回議会(定例会)の11月27日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

### 3 派遣期間

令和元年12月3日(火)及び18日(水)(2日間)

### 4 要請日程

別紙のとおり

### 5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、各団員からは、事故の原因、経緯及び通報体制等を徹底的に検証し、速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な再発防止策を講じること、保育園・学校・病院・住宅など民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること、日米地位協定を抜本的に改定し、航空法や環境法令などの国内法を適用させること、米軍人・軍属等の綱紀粛正と再発防止に向けた実効性のある措置を講じること、嘉手納飛行場での当該訓練の禁止並びに伊江島補助飛行場での降下事故に対する原因究明及び再発防止策を講じること等について強く要請した。

## 6 要請に対する答弁の要旨（要請順）

令和元年12月3日（火）

### ○ 沖縄防衛局長 田 中 利 則

まず、米軍MC130J特殊作戦機からの部品の落下事故及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件であるが、本件については10月18日金曜日の夜、米側から同日5時40分ごろ、MC130J航空機から主脚の関連部品が着陸の点検の際に遺失しているということが判明した旨の情報提供があった。さらに10月25日の金曜日の午後に追加情報として、米側から当該部品は伊江島補助飛行場内で発見された。また、当該事案を起こした機体は事案発生後、飛行していない旨の説明を受けている。

私ども沖縄防衛局としては、米側に対して機体の点検整備と安全管理の徹底、並びに実効性のある再発防止策を講ずるとともに、事故発生時における速やかな通報について申し入れた。

なお、10月28日の月曜日に米側からは同型機については飛行前後の点検整備を行い、安全であることを確認した後飛行していると連絡を受けている。いずれにしても、米軍の運用に当たっては、安全の確保というものは大前提であると考えている。引き続き、米側に対しては安全確保に万全を期すよう求めてまいりたいと思っている。

それから米軍人・軍属等の綱紀粛正と再発防止に向けた実効性のある措置を講ずることについて、昨今、米軍人等による飲酒絡みの事件というものが相次いでいる状況である。地元の皆様方に大変な御不安、御懸念を与えているということで私どもとしても極めて遺憾に思っているところである。

こうした米軍人にかかわる事件・事故というものは、本来はあってはならないと思っており、これまでもこうした事件・事故に際して、米側に対しては隊員の教育、綱紀粛正の徹底について強く申し入れている。米側においても飲酒にかかわる事案というものは、非常に重要な案件の一つということで承知をしている。こうしたものに対応するためにさまざまな施策に取り組んでいると承知をしている。

いずれにしても、私どもとしては米側に対して隊員の教育や綱紀粛正についてさらなる努力を求めるとともに、地域住民の方々に御不安、御懸念を与えることがないよう、日米間で協力して事件・事故の防止に取り組んでまいりたいと考えている。

それから、嘉手納飛行場等のパラシュート降下訓練に関して、御承知のようにパラシュート降下訓練についてはSACO最終報告に基づいて、基本的には伊江島補助飛行場を使用するということとされており、嘉手納飛行場についてはあくまでも例外的な場合に限って使用されると認識している。米側

からは伊江島補助飛行場における天候の状況がすぐれず、パラシュート降下訓練が実施できないおそれがあったことから嘉手納飛行場で実施する必要がある旨の説明があった。

私どもとしては、この米側の説明だけでは今回の訓練が例外的な場合に該当すると判断することは困難であると思っている。事前にこの日米間で認識を共有するに至らないままこうした訓練が行われたことは、極めて残念なことであると思っている。10月31日に米国のデイビットソンインド・太平洋軍司令官の表敬の際に、河野防衛大臣から本件に係る大臣御自身の考えを伝えるとともに、米軍の即応性を維持しながら日米同盟を強化していくためには、地元の御理解というものが需要であるということ伝えていく。防衛省としては、パラシュート降下訓練については、SACO最終合意に沿って伊江島補助飛行場で実施するよう米側に引き続き求めるということを考えているところである。

それから、伊江島補助飛行場での降下訓練の件については、10月29日の降下の際、2名の海兵隊所属隊員がパラシュート降下訓練中に風に流されて、県営の伊江島空港に着地をしたということである。予報されていた気象条件については、パラシュート降下訓練の実施が可能な安全な範囲であったということである。10月30日の降下については、第353特殊作戦群がパラシュート降下訓練を実施していたということである。この降下訓練を実施していた隊員については、指定された降下地帯に安全に着地することができないと認識し、同じく県営の伊江島空港に着地をしたということである。

米側としては同盟の義務を果たすために必要な訓練とのバランスをとりながら、引き続き全ての訓練の安全な運用に重きを置いて地元への影響を軽減するための措置をとる、との説明を受けているところである。

私どもとしては、こうしたパラシュート降下訓練で誤った場所に降下をするという事案が2件立て続けに発生しているということ、地元の伊江村の皆さんに大変な御不安、御懸念を与えていると認識をしている。こうした事態というものはあってはならないものであると考えており、米側に対して、訓練の実施に際しては周辺の地域住民への影響や不安を与えることがないよう、より一層安全管理に万全を期すとともに、再発防止について申し入れをしている。

(質疑応答)

Q 米側は部品落下に関して、決められた手順に従って点検しているいろいろやっていると言っているが、防衛局はどんな決められた手順でチェックしているのか。米側だけ一防衛局はノータッチということでもいいのか。

A 基本的には軍が運用する航空機について一安全管理を徹底するというものについては、それぞれの責任ある部署が責任を持って実施することが基本であると思っている。私どもとしてもこうした事案が発生するたびに、定められた手順というものをきちんと確認をした上で実施をするよう繰り返し求めているところである。

他方、米側において実施している点検整備、そういったものの詳細について、私どもが確認をするといったことは行っていないところである。

Q パラシュート降下訓練について、この例外であるか否かについて、日本政府と米側にそごがあるというような報道を聞いているが、何をもってして例外なのかというのはSACO合意の何かに明文化されているのか。

A 例外的な場合に実施をするというのは合意議事録……、平成19年1月25日、当時の防衛施設局と外務省で発表した文書で、日米両政府はSACO最終報告に沿って引き続き基本的に伊江島飛行場を使用することとしており、嘉手納飛行場はあくまで例外的な場合に限り使用されるものであるとの発表をしている。

Q 11月上旬の衆議院の安全保障委員会だと思うが、防衛省地方協力局長がこの例外の条件というか一例えば緊急性とか、天候とか、そういったコンディションについて何ら明文化されていないという答弁をしている。いわゆる例外は例外で、それ以上でもそれ以下でもないというような表現一すなわち、皆さんと米側でこの例外の考え方、捉え方についてそごがある。この部分が水かけ論になる原因だと思っているが、今後どういう状況が例外になるんだということを合同委員会で確定させていく意欲があるか。

A これは国会等でもいろいろ御指摘をいただいているが、その際の答弁としては、例外的な場合というのは定期的に行われるものではなく小規模なものであって、天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないものの、訓練を行う喫緊の必要がある場合などを指しているものと考えているということをお話している。その上でどのような場合が例外的に当たるかということについては、個別の事例ごとにその具体的な事情に即して判断する必要があるということをお話をさせていただいていると承知している。

## ○ 在沖米国総領事 ロバート・ケプキー

地元の懸念を県民の代表である県議会の皆様から直接伺うことは、大変重要な機会であると捉えており、改めてお礼申し上げます。

今回の部品落下の件で沖縄県民を不安にさせたことは申しわけないと思っている。沖縄を含め世界中の米軍の運用において安全というものは最重要事項であるべきであり、このような事故が発生した場合、緊密に協力していくことが強い信頼関係を構築するものである。

今回の件で、私は米空軍司令官と話をしている。司令官は地域の安全を真剣に捉えており、全ての予防措置に取り組むことを心がけている。

また、米軍人・軍属によるさまざまな事故については、これは許容されるものではない。米軍もNo one drop、一滴も飲まないキャンペーンに取り組んでいるところであり、家族にも呼びかけている。

このような事故が起らないよう、再発防止に向けてできる限りの努力をしていきたい。

パラシュート降下訓練の件についての詳細は司令官から聞いてほしいので、私からは一般的なことを申し上げる。

皆さんの懸念は理解している。伊江島は米軍の主な訓練一落下ゾーンと認識しており、2国間の協定では嘉手納は代替地としている。はっきりしていることは伊江島は主な落下ゾーンということである。

協定では、訓練の48時間前に気象条件を確認するよう要求されている。

10月27日時点、伊江島の海面状態が好ましくなく、海上のセーフティーボートを出せる状況ではなかった。訓練の決定がなされた日は伊江島での訓練が安全ではないと判断された。これは2国間協定を違反したことではない。司令官たちは、伊江島が主な落下ゾーンということを理解している。

カウンターパートナーである日本政府はよき隣人であり、私たちはどのように日本を防衛するか、また、日ごろから日本との条約の義務を果たすか考えている。

今回の要請については、米軍、アメリカ国務省、関係者に報告する。

(質疑応答)

Q 日米間の見解のギャップの存在は把握しているか。

A 2国間協定違反ではないということと、伊江島が主であるということを確認している。

Q 理解すると言っているが、解決策は講じられていない。本気で大統領に進言してほしい。

A コミットメントを果たすために継続的に連携していきたいと考えており、また、地元への影響は最小限となるよう努めていきたい。御意見については、きちんと関係各位へ伝える。

○ 外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 川 村 裕

MC130 J 部品落下の件であるが、本件事案の発生はまことに遺憾であると思っている。10月18日に米航空機MC130 J の着陸の点検を行った際に、主脚の関連部が遺失したことが判明したという説明があった。その後、10月25日になって米側からは18日に伊江島補助飛行場で当該部品が発見されたということ、当該事故を起こした機体に関しては、事案発生後飛行していないという説明があった。また、同型機については全て機体の点検整備を行ったという説明も受けている。原因と詳細については、米側において引き続き調査中と承知しているけれども、政府としてはこのような航空機による事案の発生というのは重大な事故につながりかねないということから、米側に対しては、機体の点検整備と安全管理の徹底及び実効性のある再発防止策を講じるよう申し入れている。この米軍機の飛行というものは、飛行の安全確保は米軍が我が国において駐留する上での大前提であるというふうに考えており、地元の皆様に不安を与えるようなことがあってはならないと考えている。引き続き、米側に対しては、安全確保に万全を期すように求めてまいりたいと考えている。

次に、米軍人等の飲酒絡みの事件であるが、繰り返しになるけれども、米軍の運用に当たって地域住民の方々の安全確保は大前提であり、飲酒にかかわる事案を含め軍人・軍属等による事件・事故があってはならないと考えている。米軍においても飲酒にかかわる事案の発生を深刻に受けとめており、さまざまな模索を行っているが、引き続き米側に対し綱紀粛正、再発防止を求めていきたいと思っている。また、関係者間で協議を重ねて、関与をして再発防止に取り組んでいきたいと考えている。

次に、嘉手納飛行場のパラシュート降下訓練に関しては、SACOの最終報告に基づき、基本的に伊江島補助飛行場を使用するとされており、嘉手納飛行場に関してはあくまで例外的な場合に限ってのみ使用されていると認識している。10月29日の嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について、米側からは伊江島補助飛行場における天候の状況がすぐれないのでパラシュート降下訓練が実施できなかった。それで嘉手納飛行場で実施する必要があるという説明があった。ただ、このようなアメリカ側の説明だけでは今回の訓練が例外的な場合に該当すると判断することは困難であって、事前に日米で認識を共有するに足りないままこのような訓練が行われたということについては極めて残念だと思っている。

いずれにしてもパラシュート降下訓練については、引き続きSACOの合

意に沿って伊江島補助飛行場で実施するよう求めていきたいと考えている。

(質疑応答)

Q パラシュート降下訓練については、米軍は認められている必要な訓練だからやる。ところが、日本側はどういったことが例外なのか—どのような解決方法があるのか日米間でしっかりと協議する必要があると思うがどうか。

A 例外的な場合に関しては、定期的に行われるものではなく小規模のものであって、悪天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないものの、訓練を行う喫緊の必要がある場合等を指すということで政府としては説明した記録—これはアメリカも同じ認識であり日米間で認識は一致しているが、29日の訓練実施は日米間でその認識を共有するに至らないまま訓練が行われてしまったということである。引き続きさまざまな機会を捉えて日米間で協議していく、我々の考え方をしっかりアメリカ側に理解してもらおうと考えているところである。

Q 米軍が演習を行うという通知をして、その通知に基地提供側のトップである大臣がこの訓練はやってくれるなという申し入れをしたにもかかわらず、米軍が演習をするという、これが同盟国のあり方なのかと思う。その辺のところ、もう少し日本政府も申し入れただけじゃなくて、どうしてやったんだと追及するくらいの責任を持っていただきたいと思うがどうか。

A 米軍は基本的に伊江島補助飛行場でパラシュート訓練をするということは間違いなことであるが、嘉手納飛行場でパラシュート訓練をせざるを得ない場合というのは、ほかの運用に支障を来すということであり、できるだけ伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練をするように検討しているところである。我々としては引き続き米側と認識というか、解釈が一致するよう米側にも理解を求めていきたいと考えている。

令和元年12月18日（水）

○ 第18航空団司令官 ジョエル・キャリー

第18航空団司令官不在のため、クリスティ・ストラボロ広報局長へ手交した。

(広報局長 クリスティ・ストラボロ)

部品落下の決議文については一度お預かりして、特殊作戦軍司令官のほうへ渡すことになるので御理解いただきたい。



まず初めに、嘉手納基地まで足を運んでいただき、また皆様の御懸念を直接、説明していただけることに感謝申し上げたい。

私どものパラシュート訓練を含めた米軍の訓練は、日米両国の合意に沿って同盟国としての責務を果たすべく、即応体制の維持という目的のために行っている。御指摘のとおり、伊江島での訓練施設—パラシュート訓練に関しては、伊江島がその主要な訓練施設ということは合意にも書かれていることである。ただ、合意の中で—最初の合意ではないが、日米政府によって伊江島での訓練ができないときに限り嘉手納基地においてパラシュート訓練をすることが認められるという合意がある。

過去2年、嘉手納基地でパラシュート訓練が行われたのは4回。同じ期間、伊江島でパラシュート訓練が行われたのは200回。比較すると嘉手納基地での訓練は2%ということになる。

1996年のSACO合意の中で、伊江島がパラシュート訓練—陸上におけるパラシュート訓練の訓練施設として示されている。その後、新たに日米の両方で嘉手納基地での訓練—バックアップとして嘉手納基地の使用が認められているということを申し上げている。日米の合意の中で、伊江島での天候、気象、また海象が不良であると判断された場合にのみ、嘉手納基地の使用が認められている。伊江島での悪天候を押して訓練を実施することは、その訓練を行う兵士へのリスクを伴うものであるので、天候不良によりどうしても伊江島での施設が使用できないということになれば、嘉手納基地を使用するということになる。

これまでもそうだが、今後もパラシュート訓練を行う際には合意ののっとり、合意に沿った形での訓練を行うということを御説明申し上げる。

改めて、皆様の御懸念に関しては、第18航空団司令官にもぜひ共有させていただく。

(質疑応答)

Q 訓練の内容によって、訓練場の使い分けをしているんじゃないかと思うが、その辺についてはどうか。

A パラシュート訓練—陸上を使つてのパラシュート訓練ということになると伊江島が主要施設として使われている。

パラシュート訓練でよく目にするのが、陸上に着地する訓練と海の上における訓練がある。海で行われる訓練は津堅島で行われる。陸上を使つてのパラシュート訓練は伊江島ということになっている。

Q 今回、例外の運用について日本政府と米軍の考えに違いがある。日本政府

は今回は例外一運用する際の例外には当たらないということで我々に説明しているが、米軍側は例外に当てはまるとして実施した。この辺の認識、どのようにお考えか。

A 地元メディアなどで日米で合意の違いが一見解の違いがあるのではないかとということが指摘されていることは承知している。

ただ、私たちとしては合意事項の中で一例えば悪天候のときには嘉手納基地を使っていいという合意があるが、その条件に当てはまるので、今回、嘉手納基地の使用ということになった。

10月の嘉手納基地でのパラシュート訓練は天候、海象状況も悪かった。波が高くなると訓練のときに用意しなければならない救命ボートが出せなくなる。また、万が一、訓練した人が着地点でなく海上におりてしまった場合、高波でその要員をなかなか発見しにくくなる。そういったリスクを避けるために、天候が悪い場合には嘉手納基地での訓練が認められることになっている。

この合意内容は日米合同委員会で承認された合意になるので、そういう合意があるにもかかわらず、なぜ見解のそごというか、違いがあるのかということとはわかりかねるというのが、私たちの意見である。

Q 今、ギャップは認識されているということだが、ギャップの解消なくして、また嘉手納基地での訓練は行われることなのか。

A 見解の相違については私たち第18航空団一嘉手納基地ではなく、上層部に当たる在日米軍の上のほうで検討、話し合いが行われていると承知している。私のほうではこれ以上のことはお話しできないが、ただ、そういった話し合いが引き続き、上層部のほうで行われているということ承知している。

今までもそうだがこれからも日米の合意にのっとり、運用を行っていくことになる。

以上

## 別紙

## 要 請 日 程

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和元年 12月3日	火	9:30 ～ 10:00	沖縄防衛局長 田 中 利 則	沖縄防衛局 会議室
		11:00 ～ 11:30	在沖米国総領事 ロバート・ケプキー	在沖米国領 事館会議室
		13:45 ～ 14:15	外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 川 村 裕	外務省沖縄 事務所会議 室
令和元年 12月18日	水	14:30 ～ 15:00	第18航空団司令官 ジョエル・キャリー （第18航空団司令官不在のため、クリスティ・ス トラボロ広報局長に手交）	嘉手納基地 内会議室